

Title	北満洲における雇農と村落社会： 満洲国期の農村実態調査資料に即して
Sub Title	Hired hand peasants and rural society in north Manchuria : an analysis based on reports on rural surveys in the period of Manchuguo.
Author	菅野, 智博(Kanno, Tomohiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2012
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.81, No.3 (2012. 7) ,p.115(469)- 147(501)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20120700-0115">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20120700-0115</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 北満洲における雇農と村落社会

——満洲国期の農村実態調査資料に即して——

菅野智博

はじめに

本稿は、近代中国東北農村に特徴的な存在である雇農に着目し、「満洲国」(以下、括弧を省略)期における中国東北北部地方(以下、北満洲と表記)の村落社会の特質と変化の一端を検討するものである。

満洲の村落社会の性質については、日本の研究者によって戦前より議論されてきた。ここでは、中国東北地方は地域的な特徴によって北満洲、中満洲、南満洲の三つに分けられ、自然環境や経済的立地のみならず、村落構成や農業経営・農業技術の諸点においても東北地方内部に大きな違いがみられることが指摘されてきた。<sup>(1)</sup>北満洲は、中満洲・南満洲とは対照的に、ごく少数の大土地所有者が全体の面積の半数を所有しており、一方で膨大な

無所有者が存在していたことが特徴である。<sup>(2)</sup>これらの大規模農業経営を支えたのは、北満洲農家の三四・四パーセントを占めた雇農農家であった。<sup>(3)</sup>一九三三年における中国他地域の雇農の割合は、長江流域では九・二七パーセント、珠江流域では八・一三パーセント、黄河流域では一一・四一パーセントであったことから、北満洲の独自性を看取できよう。<sup>(4)</sup>したがって、雇農農家の存在を分析することは、北満洲の村落社会の特質を理解するための重要な手がかりの一つであるように思われる。<sup>(5)</sup>

それではまず、満洲の雇農をめぐる先行研究と課題について概観する。満洲開拓移民団の農業経営に着目してこの問題を論じた今井良一氏は、地主化が進んだ要因の一つに、雇用労働力(雇農)の需要と賃金の高騰とが関係していたことを論じている。<sup>(6)</sup>すなわち開拓団農家の労

働力不足に加え、農繁期に労働が集中することによって雇用労働力の必要性が特に高まっており、賃金の高騰により個別農家の経営が悪化し、地主化が進んだというのである。しかし、開拓移民団の農家経営に関わって雇農が注目されてきたことは対照的に、漢人村落の雇農に関する議論が少ないこともまた事実である。

雇農に関する中国の専論として于春英氏・王鳳傑氏の研究を挙げることができる。満洲国期には雇農の生活状況が悪化し、労働意欲が激減することが農業生産力の低下に繋がったと指摘されている。この研究は雇農農家の生活の変化に着目して論じているものの、雇農と村落社会の関係に対する分析は不十分である。

ところで、二〇世紀初頭の北満洲における労働力移動の変容については、荒武達朗氏による詳細な研究が得られている。氏によれば、従来の労働力移動は、南満洲と北満洲という地域間の選択であったが、一九二〇年代以降工業・鉱業への移動が加わり、農業とそれらの産業の職業間の選択も可能になったため、人々はより良い条件を求めて自由に移動するようになったという。荒武氏が論じているのは、主に日雇い雇農(日工)を中心とする出稼ぎ労働者であり、村落で暮す雇農農家は分析対象と

されていない。村落社会の構造を検討するためには、村落に在住する雇農農家にも十分な分析を加える必要があると筆者は考える。また、氏が指摘した、より有利な条件を求めての移動という点については、移動の背景として賃金という一面では必ずしも捉えきれない側面、すなわち移動に関わる血縁や地縁などの社会関係についても議論する余地が残されていると思われる。

次に、満洲における血縁組織と村落社会との関係についてみてみる。南満洲の宗族の変容について分析した聶莉氏は、満洲国期の雇用主と雇農の契約関係は社会的従属関係ではなく純粹な経済関係であり、契約終了と共に関係全体がなくなる一時的な結合に過ぎないと指摘している。雇農や小作人と契約する際に重視されたのは「親」(親族関係)ではなく経済的な要素であり、人間関係より重要視されたというのである。聶氏の指摘と同様に、中兼和津次氏は、南満洲の村落社会の構造は市場的関係の支配が最も濃厚であり、北満洲の場合には親族関係の紐帯を超えた激しい階級差がみられたと指摘している。<sup>(10)</sup>

しかし、両氏ともに南満洲を中心に議論しているため、北満洲を対象とする分析は依然として十分であるとは言

い難い。親族組織の紐帯が相対的に希薄とはいえ、親族組織や血縁関係が北満洲においてはどのような形態で存在していたのか、村落社会においていかなる役割を果たしていたのかを検討する必要があると思われる。

以上の問題意識を受け、本稿では、北満洲における膨大な雇農層がどのように形成され、漢人村落の中でどのような役割を果たしていたのか、彼らの生活実態とはいかなるものであったかについて検討する。とりわけ雇農の移動に着目し、移動の理由や経路からみえてくる生活実態と社会関係について検証する。その際、一つの村落に即して論じること、より具体的に北満洲社会の状況を理解するアプローチをとる。

本稿では、満洲国期に行われた農村実態調査の報告書を中心に使用する。これらの調査は時代背景や目的によって制限されている部分も多く、史料としての限界がある。しかし、当該時期の満洲の村落社会に関する中国側の調査は皆無に近いため、これらの史料は満洲国期の村落社会を考察する唯一の手がかりであるといえる。

以下、一では満洲国期の農村調査を整理し、その意義や問題点について概観する。二では北満洲の雇農の社会背景や労働条件などを分析し、雇農の役割と生活の実態

について分析する。三では満洲国期の綏化県蔡家窩堡という村落に焦点を当て、村落内における雇農農家と大経営農家との関係及び雇農農家の移動の側面からみえてくる雇農の生活や社会関係について考察する。

### 一 満洲国期における農村調査

満洲国成立後、政権が存続した約一四年の間に満洲国政府の中央機関をはじめ、南満洲鉄道株式会社（以下、満鉄と略す）、満洲帝国大同学院（以下、大同学院と略す）、地方政府機関などによって多くの農村実態調査が行われた。以下では、主に農家レベルの実態調査を中心に整理する。

#### （一）満洲国以前の農村調査

満洲国成立以前の農村実態調査は少ない。代表的な調査に『南満洲農村土地及農家経済の研究』<sup>11)</sup>や『管内支那人の農家経済』<sup>12)</sup>などが挙げられる。上記の二調査より詳細なものとして、『満洲農家の生産と消費』<sup>13)</sup>がある。しかし、これらの調査は一部の農家に対する調査であったため、村落全体の実態や社会関係にたちいって考察するには限界があることもまた事実である。

(二) 実業部臨時産業調査局による調査

満洲農村社会を対象とする最初の組織的な調査は、一九三三年に行われた吉林省懷徳県大泉眼部落調査である。<sup>(14)</sup>耕作、小作、賃借等について体系的な調査が行われた結果、『満洲一農村の社会経済的研究——大泉眼部落調査』が残されている。<sup>(15)</sup>集落の全戸を対象としたことがこの調査の大きな意義であり、後に行われた農村実態調査の予備調査としての性質を備えている。<sup>(16)</sup>

一九三五年には満洲国国務院実業部臨時産業調査局(以下、産調と略す)が北満洲の穀倉地帯の中から一六県一七屯を選んで大規模な調査を行い、『産調資料(一) 康徳元年度農村実態調査戸別調査之部』などの調査報告書を作成した。<sup>(17)</sup>調査の狙いは「農村に於ける社会経済諸関係の基礎的事項を闡明し、以て土地制度・小作関係・農業労働関係に対する諸対策、農業経営・農村金融・物資配給方法の改善、農民負担の合理化等政策樹立の資を提供せんとせり」であった。<sup>(18)</sup>調査では、村落内の全戸を対象として各農家の歴史や農業経営、生活状況などの諸項目について聴取が実施された。その結果、調査報告書の「戸別調査之部」には、各部落の概況説明から始まり、農家概況表、農家略歴表、「雇傭労働表、小作関

係表、賃借関係表など計一六の調査集計表が附されているように、ミクロな農家経済に関する極めて詳細な情報 が収録されている。

一九三六年には中満洲・南満洲を中心に二一県二二屯を対象とする第二回目の農村実態調査が実施され、その結果は『産調資料(三六) 康徳三年度農村実態調査戸別調査之部』などで知ることができる。<sup>(19)</sup>第一回目と同様の手法によって行われた調査ではあるものの、第二回目の対象範囲はより広範である。例えば、附表として「四隣屯其の他概況調査表」が加えられ、対象村落の特徴がより理解しやすくなっていることや、「戸別調査之部」の他に『康徳三年度農家経営経済調査』の如き調査報告書が多く残されていることも第二回目の調査の特徴である。<sup>(20)</sup>

この他、上述の報告書の数字を若干加工した再集計資料や、採録されなかった一般調査資料を利用して作成された各分野の調査報告書も残されている。<sup>(21)</sup>また、産調の調査員の指導のもとで行われた『康徳三年度県技士見習生農村実態調査報告書』もある。<sup>(22)</sup>これらの資料群は満洲の村落社会や農業の詳細を収録しており、農民たちの具体的な暮らしぶりについて貴重な情報を伝えている。産調を中心に進められてきた一連の農村実態調査は、

調査開始当初は「継続五年事業」とされていたが、一九三七年七月より「滿洲産業開發五箇年計画」が実施されたのに伴い実業部は産業部に改組され、産調も廃止されることとなった。<sup>(23)</sup>

### (三) 産調以外の調査

大同学院によって行われた調査は、『康德元年度滿洲国鄉村社会実態調査抄』<sup>(24)</sup>や『康德二年度滿洲農村社会実態調査報告書』、『滿洲農村の実態——中部滿洲の一農村に就て』<sup>(25)</sup>として結実した。このうち第四期生が実施した調査は産調調査員の指導のもとで実施され、産調によって行われた調査方式が採用されていた。なぜならば、彼らを率いた大同学院教授の大野保は、一九三五年度の農村実態調査の中核的存在の一人であったためである。<sup>(27)</sup>

滿鉄による農村調査も特筆すべきである。このうち、特に注目すべきものとして、『北滿農業機構動態調査報告』を挙げることができる。<sup>(28)</sup>当該調査書は、産調が行った第一回目の農村実態調査の対象村落の追跡調査を行ったものである。従来の農村実態調査は一時点の村落社会について捉えるのみであり、村落や各農家の長期間にわたる変化を知ることが困難であった。これに対して、こ

の調査からは農家の移動や小作関係、土地関係など農家の五年間の変化を知ることが可能である。本稿の主要対象である綏化県蔡家窩堡もそのうちの一つである。産調が廃止された後、滿鉄が滿洲農村調査の主要な担い手となり、その成果の多くは報告書以外に『滿鉄調査月報』に掲載された調査報告から知ることができる。

上記以外にも、地方政府が自ら実施したかあるいは委託して行った調査もいくつかある。<sup>(29)</sup>これらの調査もほとんどが産調の農村実態調査の手法に倣って行われたものである。しかし、産調が廃止された後には、一九三五年と一九三六年の農村実態調査のような大規模かつ詳細な調査は滿洲国期に行われることはなかった。

以上から、滿洲国期に行われた農村実態調査は産調による二回の調査が主軸であり、その手法に倣い様々な機関が調査を展開したことがわかる。これらの調査は数多くの農村研究者を育て、後に華北地方で行われた中国農村慣行調査も含めて多くの地域の農村調査にも影響を与えた。

## 二 北滿洲の雇農を取り巻く状況

本節では北滿洲の雇農の社会背景や労働条件などに着

目し、村落社会における雇農の役割と生活実態を明らかにする。そして、雇農農家の移動からみえてくる彼らの生活の一面と背景にある社会関係について検討する。

(一) 北満洲村落社会の階層構成

北満洲の農業経営形態は経営規模の大きさが顕著な特徴である。農村実態調査の農家概況篇に依拠して経営形態を分類すると、表1の如く七つの階層に大別できる。

地主は自ら農業生産に従事せず、地代収入を中心に生活している農家を指す。地主の中でも、土地所有面積が少ないいわゆる小地主も存在し、彼らは地代収入のみで耕作面積一〇〇晌（一晌は七三・七二八アール）以上の大土地所有農家であり、彼らは主に雇用労働力に依存して農業経営を展開し、村落社会内部においても絶大な影響力を有した。中農は耕作面積の違いによって中農（上）（五〇〜一〇〇晌）と中農（下）（二〇〜五〇晌）の二つの階層に分けることができる。彼らは自家労働力を中心に農業労働を行い、不足している分を雇用労働力で補っていたが、雇用労働力への依存度は富農より遙かに低かった。貧農は耕作面積が五〜二〇晌の小土地所有

農家を指し、自家労働力を中心に農業労働を行い、時間に余裕がある時には雇農として働くことが多く、農耕農家として最低限の生活をしてきた。半雇農は五晌以下という極めて零細な土地を耕作するのみで、生活することが難しく雇農として働くことが多い農家である。雇農は土地をほとんど所有せず、労働力を売ることによって得た労賃で生活を営む農家である。北満洲農村は膨大な雇農層が存在していたことが特徴である。

表1から読み取れる第一の特徴は耕作面積が富農や中農（上）に集中していることである。北満洲の僅か五・五パーセントの農家が四六・一九パーセントの土地を耕作していたことと対照的に、半雇農や雇農は人口の五七・五パーセントを占め、北満洲に最も多くいた階層であった。この背景の一つとして北満洲の歴史的経緯を考える必要がある。満洲の村落社会は、一九世紀以降華北地方から移住してきた大量の移民によって構成され、彼らは清朝政府及び旗人から安価で広大な土地を入手することができた。やがて、自家労働力だけでは労働力が不足するようになり、不足分を雇用労働者に依存するようになった。また、満洲の賃金は華北地方より高かったため、多くの雇用労働者を北満洲に引き寄せた。このよう

表1 1934年における北満洲の階層構成

項目	地主	富農	中農(上)	中農(下)	貧農	半雇農	雇農	雑業	合計
戸数(戸)	46	17	21	77	93	157	234	36	681
戸数(%)	6.8	2.5	3.0	11.3	13.6	23.1	34.4	5.3	100
家族人口(人)	270	418	412	469	689	868	1,289	146	4,961
家族人口(%)	5.45	8.43	8.31	17.53	13.90	17.51	25.93	2.94	100
一戸当たりの平均(人)	5.87	24.59	19.62	6.09	7.41	5.53	5.51	4.06	7.28
耕作面積(响)	32.8	2,177.3	1,554.7	2,778.1	1,165.8	341.8	22.5	6.2	8,079.2
耕作面積(%)	0.40	26.95	19.24	34.39	14.42	4.24	0.28	0.08	100
大家畜数(頭)	36	363	204	412	197	53	14	7	1,286
大家畜数(%)	2.80	28.23	15.86	32.04	15.32	4.12	1.09	0.54	100
一戸当たりの平均(頭)	0.78	21.35	9.71	5.35	2.12	0.34	0.06	0.19	1.89

出典：『産調四五―農家概況』52、55～56頁より作成。

注：各階層には複数の経営形態が含まれている。例えば、地主の中に地主兼自作・地主兼雇農が含まれている。本表は各農家の最も中心的な経営形態が階層区分の基準となる。本表で注意すべきは、地主の家族人口が少なく、経営規模も著しく小さい点である。この背景には特殊な事情があったと考えられるが、この点については今後の検討課題とする。

に、先に入満した者が大土地所有者となり、後から移住してきた者は雇用労働者になるという構図のもとで北満洲の村落社会が形成されていったのである。<sup>(29)</sup>

第二の特徴は一戸当たりの家族人口である。富農一戸当たりの平均は二四・五九人、中農(上)は一九・六二人であり、他の階層より圧倒的に家族人数が多かった。家族人数の多さは北満洲の農業経営上で非常に重要な位置を占めた。なぜならば、土地を開墾する際に豊富な自家労働力が必要とされたためであり、交通不便な未開の地では、匪賊や野獣から防衛するためにも必要であった。<sup>(30)</sup> 大家族が多い富農や中農(上)は農業経営において有利な状況にあったが、直接的農業労働はもっぱら雇農に依拠していた。

第三の特徴は大家畜の集中所有である。大家畜の約七六パーセントが富農と中農によって所有され、とりわけ富農への集中が明瞭である。北満洲の農作業は自然的諸条件によって播種、運搬、調製などあらゆる面で役畜が必要であった。作物や土壌、そして役畜の効率によって異なるが、一五～二〇响を耕作するには最低でも役畜三頭が必要であった。<sup>(32)</sup> 大家畜を多く所有する富農や中農(上)は、農業経営において非常に有利であったこと、



対照的に大家畜が不足している貧農以下の階層の経営は苦しかったことも読み取れる。

以上が示すように、北満洲においてはその歴史的経緯や自然的諸条件によって富農や中農(上)にとつて非常に有利な農業経営が展開されていた。すなわち、単に大土地を所有しているのみではなく、家族人口や大家畜の頭数も経営を有利に導くための必要不可欠な要素であった。一方で、これらの北満洲の大経営農家を支えたのが北満洲で普遍的にみられた雇農であった。大経営農家は自家労働力だけでは不足する分を雇農によつて補つていた。また、農業技術水準や気候条件の關係で、除草や収穫期などの特定の作業期に農作業が集中することも多数の労働力が必要とされる要因であった。<sup>(33)</sup> 北満洲の農業や村落社会について考察する上で雇農を無視できない所以である。

## (二) 雇農を取り巻く状況

### ① 雇農の社会背景

満洲、とりわけ北満洲にいた膨大な雇農層は一九世紀以降に華北地方から移住してきた人々であることを先に述べた。従来の研究において、満洲への移動は移民の送

出側である華北地方の自然災害、戦乱、余剩労働力の排出といったプッシュ因の視点からもつぱら捉えられてきた<sup>(34)</sup>。他方、移民の受け入れ側である満洲のプル因に目を向けたのは上述した荒武氏の研究である。すなわち、一九世紀後半に北満洲における対ロシア極東貿易が活況を呈したことが多くの移民を引き寄せたのであり、大量の移民は富を目指す出稼ぎという一面も持っていたというのである。<sup>(35)</sup>

入満当時の雇農の経営形態をみると、自作農であった農家が没落して雇農になった事例もみられるが、雇農のほとんどは当初から雇農であった<sup>(36)</sup>。彼らが当初移住地に選んだのは、生活や移動に便利な鉄道線路の付近であった<sup>(37)</sup>。そして、彼らは同一居住地にとどまっていたのではなく、移動を繰り返す中で、次第に北満洲農村に移住地を広げていった<sup>(38)</sup>。一九三四〜三八年の五年間に北満洲における雇農農家の戸数はさらに増え、経営形態に雇農が含まれる農家が全体の約五割から六割に増加した<sup>(39)</sup>。

### ② 雇農の労働形態

次に、大量の雇農が北満洲でどのように農業労働を行っていたのかを雇農の分類と職分からみていく<sup>(40)</sup>。農業労働は、直接労働(直接農耕に従事する労働)と間接労働

(その他の雑用)の二つに大別される。そして、雇用期間の違いにより長工(年工)と短工(月工・日工)の二つに分類される。

年工は一年間(一〇〜一ヶ月)契約で雇用された。

通常雇用主の家に住み込み、食事も支給されたが、農業労働のみならずその他の雑務も行わなければならなかった。自由時間はほとんどなく、雇用主のために労働していた。月工は月単位(通常一〜二ヶ月)での契約であった。それ以外の時期は日工として雇われることが多かった。短工の一種とみるのが妥当である。月工は年工が働けなくなった時や農繁期といった限定した場合に雇われるので、その数も自然と少なかった。日工は一日あるいは数日(三日間が多い)契約で雇用され、期間中は

食事も支給された。村外に雇用される場合は雇用主の家に住み込むこともあったが、村内の者は通いであり、自由な時間を確保し独立した生活ができた。しかし、満洲の基幹労働力は年工であったため、日工は除草や収穫など特に手による労働を必要とする農繁期に雇用されることが多かった。生活の「自由」は、生活の不安定さを意味するものでもあった。生活が不安定であるにもかかわらず年工ではなく日工を選ぶのは、多くが副業の一種と

して日工を勤めたか、家の事情で長時間労働や長期間留守をすることができない人であったと調査報告から読み取ることができる。

年工は職務内容の違いによって職分が細分化されていた。直接労働の中で最も重要である職分は、農業技術に最も熟練し、かつ他の雇農を統帥しうる指揮者「打頭的」(別称「把頭」「苦力頭」と、役畜を使用して行う農耕作業の熟練工「老板子」(別称「趕車的」)であった。最も多くみられたのは、「跟做的」(別称「隨当」)であり、「打頭的」と「老板子」の下で農業労働に従事していた。

間接労働も職分によって細分され、食事を作る「大師傳」や夜間の警備と家畜の管理を行う「更官兒」(別称「打更的」)などがいた。他には、家畜の管理に携わる「猪官兒」(別称「放猪的」)や「馬官兒」(別称「放馬的」)、「牛官兒」などに少年が従事していた。

北満洲の一九三四年に雇用された年工五一九人の職分別割合をみると、最も重要な職分とされた「打頭的」は全体の約一五パーセントを占め、「跟做的」は約四五パーセントで最多数であった。<sup>(42)</sup>興味深いことに、三番目に多かったのは「猪官兒」であり、豚の糞が肥料にもなり

うることからその飼育が重視されていた点が読み取れる。間接労働者を雇用するのは大経営農家に限られていたの  
で、「大師傳」や「更官児」の人数は直接労働者より少  
なかつた。そして、農繁期に不足する労働力は月工や日  
工といった短工で補われていた。

### ③雇農の労働条件

長工と短工では賃金形態が異なる。長工は大きく「搾  
青雇農」(一定の耕作面積を雇用主と折半する)、「地  
夥」(一定の土地の穀物)、「帯地年工」(一部は穀物、一  
部は現金)、「糧夥」(一定量の穀物)、「錢夥」(現金)に  
分けることができ、錢夥が最もみられた賃金形態であつ  
た。短工にはほとんど現金によって支払われていた。<sup>(43)</sup>賃  
金の支払い過程についてみると年工は必ず一括で支払う  
という決まりはなく、多くの場合は現金や生活用品を必  
要とする時に雇用主から受け取り、雇用期間終了時に清  
算する形が多かつた。<sup>(44)</sup>月工の賃金は通常月払いあるいは  
期間満了後に支払われることが多く、必要に応じて事前  
に受け取ることも可能であつた。日工の賃金は雇農の在  
住地によって多少異なつていた。村落外から雇われた日  
工は日払いか三日払い、あるいは作業終了後に支払われ  
た。村落内在住の日工で雇用主との間に一種の恒常的雇

用関係のある場合、必要に応じて随時に受け取ることも  
できた。このことは北満洲の雇農が固定した雇用主に雇  
われることが多く、雇用主の間に信頼関係があつたから  
こそ可能であつたと考えられる。

表2は一九三四〜三八年の北満洲における年工の職分  
別平均賃金の変化を表している。特に能力が必要とされ  
た「打頭的」と「老板子」の賃金が他の職分より高いこ  
とが読み取れる。さらに五年間の変化をみると、すべて  
の職分において二〜三倍の高騰がみられた。この高騰は  
月工と日工にもみられ、一九三八年の賃金は一九三四年  
より二〜三倍高騰していた。<sup>(45)</sup>高騰に対し、雇用主は「労  
働者が足りない」、雇農は「物価が上がったから」とそ  
れぞれの言い分を主張していたことを調査記録が示して  
いる。<sup>(46)</sup>

賃金の高騰をもたらす直接の理由は農業労働人口の不  
足であつた。このような農業労働人口不足に至つた要因  
として主に二点が考えられる。一つは、満洲国及び関東  
軍による華北から満洲への移民の抑制である。満洲国の  
治安維持、漢民族の勢力抑制、将来の日本人発展の余地  
保留、満洲人労働者の生活安定とその向上、出稼ぎ労働  
者による華北への送金・現金持ち帰り防止の五点の理由

表2 北満洲年工職分別賃金変動

項目	1934年		1938年		割合(倍)
	人数(人)	賃金(圓)	人数(人)	賃金(圓)	
打頭的	15	62.34	30	158.49	2.54
老板子	4	70.75	8	187.50	2.65
跟做的	38	36.90	71	100.60	2.72
大師傳	5	50.60	13	150.77	2.98
打更的	7	51.94	16	116.88	2.25
馬管児	9	16.02	14	48.15	3.01
猪管児	17	18.90	13	50.00	2.65

出典：『北滿に於ける雇農の研究』81頁より作成。

注：対象は綏化県、呼蘭県、富裕県、拜泉県の4県の職分別、錢夥のみの平均である。割合は1934年を基準にした時の1938年の増加倍率である。

により移民の流入を制限したため、本格的な取り締まりが始まった一九三五年以降華北からの入満者数が急激に減少した。<sup>(47)</sup>しかし、一九三七年以降、産業開発五カ年計画や日中戦争の勃発により労働力不足となったため、労働力の積極的な導入が始まった。これにより労働力は一時的には増加したものの、労働政策の不備や日本占領地からの調達が困難であり、労働力不足はさらに深刻な問題となった。<sup>(48)</sup>大量の移民に依存していた北満洲の農業経営も移民の減少により農業労働人口の不足に繋がった。

もう一つは、満洲の農業外の諸産業発展によって生じた労働人口の移動である。従来農業を中心としていた満洲は、鉄道の敷設や日本の進出により工業や鉱業などの諸産業も著しく発展した。撫順炭鉱を例にみると、出炭量は引継当時二万トン、一九一一年に三万七千トン、一九二三年に五〇〇万トン、一九二七年に七〇〇万トン、一九三七年に一〇〇〇万トンを超えてピークに達した。<sup>(49)</sup>生産量の増加には労働力の増加が欠かせなかった。他の諸産業の発展に伴って労働力が吸収され、農業労働人口の不足に繋がった。

しかし、賃金が高騰したことが雇農の生活の好転には必ずしも直結したとは限らない。一九三四〜三八年の農産物の価格をみると、ほとんどの農産物の価格が二倍程度に上がっている。<sup>(50)</sup>中でも主食である粟とトウモロコシの高騰が最も顕著であり、直接に生活に影響を与えたと考えられる。雇農の賃金も二倍以上上がったが、雇用期

間中に休んだ場合は賃金が差し引かれたため、必ずしも収入額の上昇につながったとはいえない。また、年工は年間を通して常に毎日十数時間、農繁期にはしばしば一五時間以上の労働を課せられていた。<sup>51)</sup>このように、雇農の雇用形態や雇農を取り巻く社会状況は変化していなかった。したがって、賃金高騰のみで生活状況が良くなったと判断するのは早計であろう。

#### ④雇農の移動

北満洲の雇農は流動性が高く、雇農農家の約八六パーセントは一旦吉林省や濱江省南部、奉天省といった中・南満洲地方に移動した後、二回から四回の移動を経て北満洲各地方に拡がっていった。<sup>52)</sup>しかし、地域間と職業間を自由に移動できたという荒武氏の指摘は、果たしてこのような北満洲在住の雇農農家にはどの程度の妥当性を有していたのであるうか。ここでは、一九三五年の農村実態調査の戸別調査欄にある農家略歴表を用いて、一九三四年に村落に在住していた純雇農農家の移動についてみてみる。なお純雇農農家以外の自作兼雇農や小作兼雇農などの経営形態についての記載もあるが、ここではとりあげない。

以下では一九二五～三四年の一〇年内に村落に來住し

た純雇農農家に限定して移動の内実を検討する。なぜならば、荒武氏の論ずる一九二〇年代の自由な移動はまさに当該時期に当てはまる特徴であり、氏が対象としていない一九三〇年代の移動についても検討する必要があるためである。一九三四年の時点において北満洲一六県一七屯には全六八一戸の農家が居住しており、経営形態に雇農が含まれていた農家は三六三戸であり、そのうち一四二戸は一〇年以内に來住したいわゆる純雇農農家であった。

まず、純雇農農家の前住地をみてみる。表3が示す通り、前住地の約六四パーセントが県内であり、県内の村落間の移動が最も多かったことが明らかである。隣県から移動してきた雇農は約八パーセントで、隣県以外の北満洲の他県からの移動は約一六パーセントであった。これらを合わせると、約八八パーセントの農家は北満洲内で移動していたことがわかる。他方、南満洲や満洲以外の地方から移動してきた農家はこの時期は少なく、北満洲内の移動が主要であった。

このような傾向は村落内在住農家に限ったものではなく、出稼ぎに來る雇農も同様であった。日工を雇用する「工夫市」(労働市場)をみると、一九三五年の調査時、

表3 1934年北満洲在住純雇農農家の前住地

前住地	戸数(戸)	割合(%)
同県内	91	64.1
隣県	11	7.7
北満洲内	23	16.2
北満洲外(中・南満洲)	14	9.9
満洲以外	2	1.4
不明	1	0.7
合計	142	100

出典：『康徳元年戸別調査之部』第1分冊～第3分冊、  
「農家略歴表」より作成。

海倫県、蘭西県、巴彥県など北満洲のほとんどの「工夫市」は県内か隣県在住の雇農によって占められ、明水県を含む一部の「工夫市」は半分程度が出稼ぎ労働者であった。<sup>(53)</sup> 中満洲と隣接し、開拓年代も古い双城県の「工夫市」も県内の在住者が約八割を占め、隣県から来た者を合わせればほぼ九割に達し、他の地域から移動してきた農家は少なかった。<sup>(54)</sup> 当該期の北満洲の農業労働は華北地方からの出稼ぎ労働者というよりも、北満洲内に在住し

ていた雇農を中心に行われていたといえよう。

次に、雇農農家の移住理由についてみてみる。「生活困難のため、親族を頼りに」や「労働条件が良いと聞き、友人を頼りに」のように、様々な理由が複合されている。ここには移動の動機以外に移動の経路も含まれており、動機と経路を別々に考察する必要がある。しかし、調査記録はこの複雑な理由を簡単に示し、動機と経路を同様に扱ってしまったている。このことも調査記録の一つの限界ともいえる。ここでは、移住の動機を表4で、移動の経路を表5でいくつかのグループに分類し、限定されている情報の中からその傾向を捉える。なお、ここで指す動機とは移動を決定する理由を表し、経路とは移動する際にみられる人的ネットワークを表している。

表4は雇農農家の移動の動機を示したものである。一〇年以内に來住した一四二戸の純雇農農家のうち、一〇五戸の動機が明らかである。他の三七戸の農家は単に「親族に頼るため」と「友人や知人に頼るため」のみと記されているので、これを移動の動機として考えず、移動の経路(表5)に入れる。これを見ると、「生活が苦しいため」に移動した農家が全体の約二三パーセントを占め、最も多い動機であった。二番目に多かったのは、

表4 1934年北満洲在住純雇農農家の来住動機

来住理由(動機)	戸数(戸)	割合(%)
生活困難のため	24	22.9
諸災害(匪害・水害・兵乱などから逃げるため)	17	16.2
労働条件が良いため	17	16.2
生活が容易(家賃が安いと聞いてなど)	13	12.4
労働地・労働口を求めて	9	8.6
土地を得るため(小作人になるためも含む)	5	4.7
労働の需要が多いを聞いて	4	3.8
農家に雇用されたため	4	3.8
住む場所を失ったため(倒壊や家主の回収など)	4	3.8
生活向上のため	2	1.9
分家したため	2	1.9
その他(子どもの教育・前住地の水質が悪い)	2	1.9
不明	2	1.9
合計	105	100

出典：『康徳元年戸別調査之部』第1分冊～第3分冊、「農家略歴表」より作成。

水害や匪害などの災害から逃れるための移動であり、約一六パーセントである。おそらく一九三一年に起きた満洲事変やその後の不安定な情勢とも関わっていると考えられる。災害に遭ったこれらの雇農農家の生活も困難であったと判断するのが妥当である。生活が容易であるというのを聞いて来住した農家は約一二パーセントであり、このことも、前住地での困難な生活を物語っている。この三つの動機を合わせれば、約五一パーセントの純雇農農家が困難な生活から脱出するための移動であったといえる。

生活困難と対照的に、荒武氏が指摘するより良い労働条件を求めて移動した農家はここでもみられ、約一六パーセントを占めていた。しかし、その割合は生活困難の動機ほど強いものではない。また、生活困難とより良い労働条件は対立する動機のように調査記録で扱っているが、実際は関連している動機であり、前住地での賃金が低く、生活が少しでも楽になるためよい条件を目指して移動していたと考えられる。上述した通り、雇農の労働条件は悪く、さらに穀物

表5 1934年北満洲在住純雇農農家の来住経路

来住理由(経路)	戸数(戸)	割合(%)
親族を頼りに来住	40	28
友人・知人(同郷も含む)を頼りに来住	20	14
明示されていない	82	58
合計	142	100

出典：『康德元年戸別調査之部』第1分冊～第3分冊、「農家略歴表」より作成。

価格も高騰していたため、ここでみられるより良い労働条件は、豊かな中・上層農家が更なる富を目指すための移動というよりも、むしろ生活に苦しむ低層農家が少しでも良い生活を求めて移動したと考える方が妥当であるように思われる。九戸の農家(約八・六パーセント)が

雇用先を求めて来住した。五戸の農家(約四・七パーセント)は土地を得るためあるいは小作人になるために来住したが、結局その目的が達せず雇農にとどまっていた。

表5は移動の経路を簡単にまとめたものである。すべての農家がどのような社会関係に頼って移動してきたかを明示している訳ではない。ここでは、全一四二戸中の六〇戸の移動の経路を読み取る事ができた。全体の約二

八パーセントの農家が親族を頼りに移動していたことが明らかである。このほか、約一四パーセントは友人や知人を頼りにしていた。両者を合わせれば、約四二パーセントの農家がこのような人間関係を頼りに移動先を選んでいた。これらの社会関係は必ずしもお金や家屋などの面で直接に手助けをしたとは限らない。困難な生活を過ごしていた雇農農家にとって、より安全・安心な住居を得る一番手近な道としてこれらの信頼できる社会関係を優先的に考慮していた。

以上、表3～5からは、荒武氏が言及しているような、更なる富を目指した地域間・職業間の自由な移動はあまりみられず、生活困難によりやむを得ず県内の村落間を中心に移動する農家がほとんどであった。これらの農家は労働賃金や生活の容易さも配慮して移動先を選んでいたが、親族や知人といった社会関係も移動先を決定する要素として極めて重要であったといえる。

### 三 綏化県蔡家窩堡の雇農と村落社会

ここでは具体的な一村落に焦点を当て、そこからみてくる雇農と村落社会の関係についてさらに詳細に考察する。その際、大経営家族と雇農との関係や雇農の移動



からみえる社会関係に着目する。なお、上で述べた通り、産調によって行われた農村実態調査は基本的に一年間の村落状況を把握するものであった。しかし、本稿の分析対象である綏化県蔡家窩堡では農村実態調査のほかに追加調査が実施されており、村落の状況を時系列の変化から分析することも可能となっている。このことが、当該村落を分析対象として選定するに至った理由である。

### (一) 綏化県の概況

まず、綏化県の概況についてみてみる。綏化県はかつて北団林子と呼ばれており、一八六〇年頃より開墾が始まった<sup>(55)</sup>。満洲国期に濱江省の管轄内に入り、一九三九年に東安省と北安省が分置されたことに伴い、綏化県は北安省に編入された<sup>(56)</sup>。綏化県は満洲国営鉄道の濱北線と綏佳線の分岐点に位置していた。鉄道は農産物の輸送や人の移動の重要な手段であり、綏化県は満洲国にとって農業や治安などの面において重要な位置にあった。

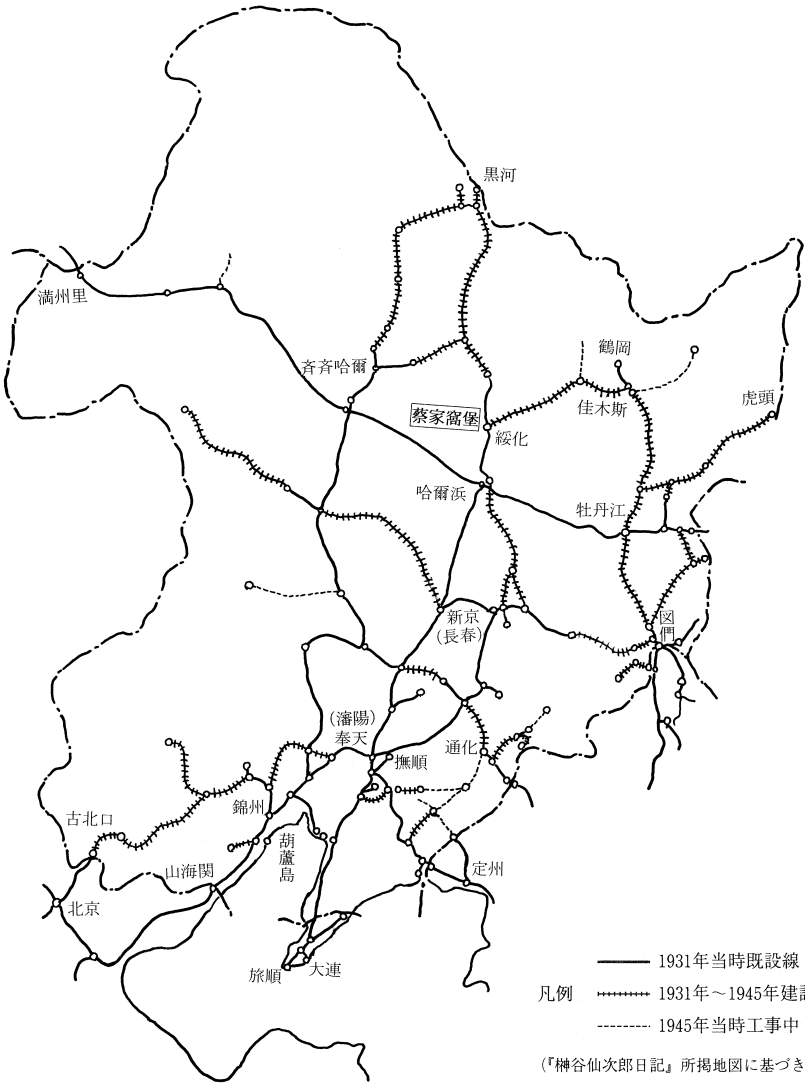
次に、農業形態の概況についてみてみる。佐藤大四郎が一九三七年に綏化県の二〇村落を対象に行った調査に拠れば、無経営農家が全体の六〇・四パーセントを占め、そのほとんどが雇農であった<sup>(57)</sup>。一九三六年度の県全体の

作付面積一九万八千七六八畝のうち、大豆は二六パーセント、小麦は二二パーセント、粟は一六パーセント、高粱は一四パーセント、トウモロコシは一パーセント、その他は一パーセントという内訳であった。北満洲主要駅の大豆の取扱量をみると、綏化は四千一四車、三岔河は三千四〇四車、海倫は二千四〇八車、双城堡は二千六一車、密門は一千五八一車、満溝は一千二五車であった<sup>(58)</sup>。綏化県は満洲全域と同様に大豆や小麦が主要な農産物であった。大豆の取扱量は他の県と比較しても突出しており、農産物輸送の主要地であったことが明らかである。

### (二) 綏化県蔡家窩堡の概況

#### ① 歴史背景と農業形態

蔡家窩堡（現在、黒龍江省綏化市新華郷に属す<sup>(59)</sup>）は綏化県の一村落であった。綏化県城の西北方面に位置し、県城から約一〇キロメートル離れ、穀物運送や人の移動で使用した大車（荷車）で約三時間程度を要した。当該村落は県城と近距離にあるため、ほとんどの農産物は県城で販売されるなど、両者の関係は密接であった。また、一九三五年には隣県の望奎県城までの県城間乗合自動車



—— 1931年当時既設線  
凡例 ———— 1931年～1945年建設  
----- 1945年当時工事中

(『榎谷仙次郎日記』所掲地図に基づき作成)

図1 満洲国鉄道路線図

が開通したため県城間を四〇分で移動できるようになった。このように交通至便であった当該村落は、農産物販売のみならず、必需品の購入や労働力の雇用にも有利な状況にあった。治安の面についていえば、当該村落には警察分駐所があり、匪族の害が少なく、人々が安心して農耕に専念できる環境にあった。<sup>(60)</sup>

当該村落の歴史は蔡家と蒼家という二家族の開墾により始まった。両家ともに満洲八旗（鑲藍旗）に属し、一度関内に移住したものの、後に満洲へ戻った。蒼家は一七四四年に奉天省復県西藍旗に移住して農業経営に従事し、後に吉林省双城堡に移住して小作人として約二〇年間生活していた。綏化県の開放を聞き、一八七一年に両家からそれぞれ一名を視察に送り、一八七二年に蔡家は同族一四、五人、蒼家は同族二〇人を連れて、当該村落に居住した。蒼家は当初約九〇晌の土地を開墾し、毎年少しずつ所有地を増やしていった。約三〇年間で所有地を五〇〇晌にまで広げ、その後五〇〇晌の熟地を購入した。蔡家もほぼ同様の経過で土地を集積したが、蔡家は病弱者が多く、アヘンの吸飲と自家労力の不足により漸次土地を売り渡し、一九三八年の段階では一族の中に乞食をするものもいたという。蒼家が豊富な自家労働力と

大土地所有を背景に、当該村落の中心として農業経営を展開していったのとは対照的である。<sup>(61)</sup>

当該村落の農産物は大豆と小麦が中心であり、北満洲の典型的な状況であった。<sup>(62)</sup>一九三四年の作付面積の割合をみると、大豆は一七・五八パーセント、粟は一六・一七パーセント、小麦は一六・一四パーセント、高粱は一三・一四パーセント、トウモロコシは一二・三三パーセントを占めていた。一九三八年では、小麦が二六・九三パーセント、大豆が二四・四八パーセントに増加し、粟は一四・四四パーセント、高粱が一二パーセント、トウモロコシが七・一五パーセントに減少した。商品作物である大豆や小麦が増産したのは、一九三七年より始まる農産物増産五カ年計画の中でこの二つが奨励作物になっていたためである。

当該村落の熟地面積と大家畜、農具についてみる。<sup>(63)</sup>熟地の面積は廢耕地の復興により、一九三四年と比較して一九三八年には約四〇晌増加した。大家畜の成牛は一九頭から三八頭、成馬は七二頭から八一頭、成騾は一四頭から三五頭に増加したが、大家畜による農業労働の状況がよくなったとはいえない。なぜならば、その多くは大経営農家への集中であり、小経営農家の大家畜不

足問題は解決しなかったからである。他方、北満洲の農業に欠かせない大農具の数は、大家畜ほど大きな変化がみられなかった。大車は二二台から二三台、整地に使う犁丈は七〇個から七二個、播種で使う壤耙は二一個から二二個に増加したが、耕作面積が増加したことにより農具への負担が大きくなったといえる。

## ②階層構成と労力関係

一九三四～三八年の戸口の変化をここで概観してみる。より詳細な移動の状況は表6～表9で表している。五年間の中で農家の戸数が四五戸から五三戸に増加したにもかかわらず、人口は三九八人から三七三人に減少した。<sup>(64)</sup>

このことは当該村落の農家移動及び分家によって生じたと考えられる。後述するように、五年間の中で、転出した八戸の農家の多くは大家族の経営農家であったのに対し、転入してきた農家のほとんどが小家族の雇農農家であったためである。土地の所有面積をみると、一九三四年に一〇〇晌以上を所有する約四・四パーセントの農家が村落の約四〇・三パーセントの土地を占め、無所有者は五七・八パーセントいた。一九三八年は、一〇〇晌以上を所有する約五・七パーセントの農家が約五四・五パーセントの面積を占め、無所有者は六四・二パーセント

いた。<sup>(65)</sup> 五年間で、当該村落の土地がさらに大土地所有者に集中したため、経営が困難な自作農家や小作家はそれに対抗できず転出していった。

労使関係の割合をみると、一九三四年は約七割、一九三八年では約八割の農業労働が雇農に依存しており、雇農なしでは当該村落の農業経営が成り立たなかったといっても過言ではない。<sup>(66)</sup> 当該村落においては八割以上の土地を所有していた蒼家が圧倒的な存在であった。一九三四年に、村内で雇用されている年工は六七人、月工は計二三ヶ月、日工は計六千四二五日であった。そのうち、年工約九〇パーセント、月工の一〇〇パーセント、日工の約七五パーセントが蒼家によって雇用されていた。一九三八年では、村全体で年工八〇人、月工計三〇ヶ月、日工計八千三二二日が雇用されていたが、一九三四年とほぼ同様、年工の約八六パーセント、月工の一〇〇パーセント、日工の約七二パーセントが蒼家のもとで働いていた。一九三八年に村内に在住していた年工に限ってみると、当該村落で労働に従事している一九人のうち一人が蒼家に雇用されていた。

蒼家の村落内における勢力は「経済的にも経済外的にも永らく本屯を支配し、蒼家に忠実でない小作人は忽ち

却けられ、茲に蒼家を中心とする本屯の歴史が繰り抜かれて来た」と報告書に記されているように、圧倒的であつた。<sup>(67)</sup> 村内の雇農農家は、ほとんど蒼家のもので働き、蒼家の農業労働もほとんどこれらの雇農によつて行われており、両者の間には強い依存関係があつたといえよう。大経営農家が多くみられる北満洲ではこの依存関係が農業経営を成り立たせていたことが推測できる。

(三) 雇農の移動からみる村落社会

① 一九三四年以前に來住した農家の移動

雇農の移動の背景をみてみよう。上述のように、更なる富を目指して自由な移動をしていたというよりも、生活困難のために仕方なく移動していたという側面を看過できない。そして、移住先を選定する際には親族や友人の有無は極めて重要な要素であつた。移住の際に作用した社会関係にも着目して、雇農農家の移動の内実を検討しよう。

雇農の移動について言及する前に、表6と表7から当該村落の社会関係及び変化をみてみる。興味深いことに、経営形態に雇農が含まれていた二一戸の農家のうち、八戸は満洲旗人を祖先としていた。また、乞食となつてい

た旗人農家もいた。このことから、当時の旗人の末裔の農業経営の難しさが読み取れる。<sup>(68)</sup>

村内の一戸は蒼家一族であり、分家を経て、一九三八年では一三戸にまで拡大し、地主や自作農として農業経営を展開していた。また、15番農家の蒼宝経が保長(一五個の甲から構成)を務めていたことが別の調査資料から窺える。<sup>(69)</sup> 他方、同時期に來住した蔡家一族の多くは雇農や小作人となつていたことも読み取れる。表6と表7をみると、13番農家の土地が五年間のうち六七响から一二二响にまで増加している。13番農家は土地無所有者から身を起し、豊富な家族労働力のもとで少しずつ土地を集約し、近年経営を拡大してきた農家である。<sup>(70)</sup> 一九三六年に13番農家の王連奎は甲長を務めていた。<sup>(71)</sup>

雇農農家以外の農家の來住理由を表6でみてみると、開墾当初から來住した蒼家を除けば、17番、20番、21番、23番農家が前住地での災害や生活困難から脱するために來住したことが読み取れる。つまり、雇農に限らず、経営農家の移動にもこういった生活困難の一面が見受けられる。

純雇農農家(25〜42番)の移動動機についてみると、25番、34番、35番、36番、39番、40番は災害や耕作不能

表6 1934年綏化県蔡家窩堡在住農家略歴及び概況

番号	同族	経営形態	人口	所有面積	在住年数	前住地	前身	本屯に來住した理由
1	蒼	地	5	14.25	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞いて
2	蒼	地・自	6	63.00	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞いて
3	蒼	地・自	5	51.38	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞いて
4	蒼	地・自	9	51.25	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞いて
5	蒼	地・自	6	31.90	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞いて
6	蒼	地・自	7	30.63	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞いて
7	蔡	地・自	4	17.50	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞いて
8	蒼	地・自・小	36	160.75	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞いて
9		地・自・雇	12	26.13	2	本県廟黃旗頭屯	旗人	本屯に貸付金あり回収の便宜のため
10		地・雇	4	2.50	50	山東省	農業	山東にて農耕地狭く生活困難の折柄、本地方の開放を聞いて
11	蒼	自	12	180.00	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞いて
12	蒼	自	10	69.26	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞いて
13		自	31	67.60	10	本県大牌屯	農業	蒼某より本土地に土地払下・売却あると聞いて
14	蒼	自	10	26.25	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞いて
15	蒼	自	5	20.00	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞いて
16		自	7	4.00	4	巴彦県暴家屯	自作	暴家屯にて金を残し土地を買わんと欲し親族の孫某の紹介により本屯に出典地あるを聞いて
17		自	9	4.00	3	本県大六戸屯	雇農	大六戸屯にて水害に遭ひ貧困となり、本屯地方の土地良好なりと聞いて
18	蔡	自・小	4	18.00	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞いて
19		自・雇	8	7.00	34	本県頭牌屯	雇農	頭牌屯より労働条件良きため
20	蔡	小	36		15	本県李家窩堡	旗人	生活難のため
21		小	23		1	本県藤家園屯	雇農	馬賊、水害のため、貧困となり、本地方匪害なきと聞いて
22		小	14		3	本県張家粉屋	雇農	前住地の地主、本屯に土地を所有し居たるため
23		小	3		3	本県藤家園屯	雇農	匪賊のため馬六頭を奪われ匪害なき土地を求めて
24		小	3		39	本県四牌屯	雇農	労働条件良好のため
25	蔡	雇(傍青)	12		10	本県李家窩堡	旗人	生活困難より同族を頼りて
26	蔡	雇(年)	4		62	双城堡	旗人	荒地払下げを聞いて
27		雇(年)	5		62	双城堡	旗人	土地開放を聞き安く手に入れ、開墾せんとして
28		雇(年)	1		30	本県房上溝屯	不明	22歳の時、叔父と母を失い、寄辺なきため、職を求めて
29		雇(年)	10		4	本県六牌屯	雇農	仕事を見つけたるため
30		雇(年)	6		1	拜泉県七道溝	雇農	生活容易なりと人より聞いて
31		雇(年)	7		4	双城堡	雇農	生活容易なりと人より聞いて
32		雇(年)	9		23	本県長發屯	雇農	6歳の時叔父の世話になってきた関係上叔父と共に
33		雇(年)	6		10	山東省	雇農	本屯に在住せる孟某を頼りて
34		雇(年)	6		3	本県永安鎮	旗人	水害に遇ひたると、耕地不良のため
35		雇(年)	12		21	本県沙家窩堡	自作	父の死去と、戸主幼小にして耕作不能のため、親戚を頼りて

表6 (続き)

36		雇(年)	7	5	本県六牌屯	雇農	労賃を得ること少く不便多かりし時、蒼某人の工夫募集ありしたため
37		雇(年)	4	5	本県六牌屯	苦力	前住地は地主少く、本屯は移動労働なきため
38		雇(年)	3	3	本県六牌屯	雇農	本屯は労賃高きため
39		雇(年)	4	23	本県永安鎮	不明	水害多く雇主少なりしため
40		雇(年)	5	不明	双城県	旗人	借金多く、為に蒼某を頼りて
41		雇(日)	7	11	巴彦県	旗人	親類、蒼家を頼りて
42		雇(日)	4	不明	不明	旗人	親類、蒼家を頼りて
43	蔡	医者(小作)	2	3	本県永發屯	旗人	凶作に遭ひ小作不能となりしため、親戚を頼りて
44		官吏	12	3	本県六牌屯	小作	長男が本屯の小学教員なりしため、労働を止めてくる
45	蔡	乞食	3	62	双城県	旗人	土地を安く买下げらると聞きて
合計			398	845.40			

出典：「康德元年戸別調査之部」第1分冊、「農家概況表」「農家略歴表」、「綏化県蔡家窩堡」14～15頁より作成。

注：「番号」は1935年調査時の農家番号である。「同族」は同族関係を表し、「蒼」は蒼家一族、「蔡」は蔡家一族である。「経営形態」の中にある、「地」は地主、「自」は自作、「小」は小作、「雇」は雇農、「年」は年工、「日」は日工を指す。「所有面積」は、所有している熟地面積を表し、単位は「晌」である。「前身」は先祖の身分を示している。色塗りの部分は経営形態に雇農が含まれている農家を示す。「本屯に来住した理由」は資料のままである。

表7 1934～38年綏化県蔡家窩堡農家概況の変化

番号	同族	経営形態	人口	所有面積	番号	同族	経営形態	人口	所有面積
1	蒼	地・自	5	15.000	24		雇(月)	3	
2	蒼	地・自	7	62.400	25	蔡	雇(年・日)	9	
3	蒼	地・自	8	75.414	27		雇(年)	4	
4	蒼	自・小	11	39.520	28		雇(年)	4	
5	蒼	地・自	6	29.150	29		雇(年)	5	
6	蒼	自	7	27.500	30		雇(年・日)	6	
7	蔡	地・自	4	26.301	31		雇(日)	6	
8	蒼	自・小	36	179.948	32 a		雇(日)	4	
10		地	3	2.000	32 b		雇(日)	7	
11	蒼	地・自	14	198.163	34		雇(年)	5	
12 a	蒼	自	4	30.000	35		地・小・雇	13	1.250
12 b	蒼	自・小	5	23.000	36		雇(年・日)	5	
12 c	蒼	自・小	5	22.500	37		雇(年)	3	
13		自	35	122.497	38		雇(年)	2	
14	蒼	自	10	15.700	39		雇(日)	4	
15	蒼	自・小	6	29.542	40		雇(年)	4	
18	蔡	自	4	19.500	41		雇(年・日)	8	
19		小	7		42		雇(日)	4	
21		小	28		43	蔡	雑	2	
23		雇(日)	4		45	蔡	乞食	3	

出典：「綏化県蔡家窩堡」14～15頁より作成。

注：「番号」は表6の農家番号と同じである。12番と32番は分家したため、分家後をそれぞれa・b・cを用いて区別する。なお、9番、16番、17番、20番、22番、26番、33番、44番は1934～38年の間に転出したため、ここでは除いて表8で転出の詳細を検討する。

など生活困難のため、30番と31番は生活が容易であることを聞いたため、28番と29番は労働先を求めてそれぞれ来住した農家である。この一〇戸の動機は生活困難のために来住したものとして考えられる。より良い労働条件を求めて来住した農家は、37番と38番の二戸であった。32番、41番、42番の三戸は単に親族を頼りにきたことが記載されているのみである。

移動の経路についてみてもみる。五戸の農家（25番、32番、35番、41番、42番）は親族を頼りに、二戸の農家（33番、40番）は友人や知人を頼りに来住していた。人間関係が必ずしも明示されていない農家もあるが、断定できるものとして三戸（40番、41番、42番）の農家が蒼家一族を頼っていたことを挙げる事ができる。

さらに対象を一〇年以内に来住した純雇農家に絞ると、25番と36番は前住地での生活困難のため、34番は災害のため、30番と31番は生活の容易さを求めて、37番と38番は良い労働条件を求めて、29番は仕事を見つげるため、33番は友人・知人を頼りにという動機であった。このことは表4でみた北満洲全体の移動動機とほぼ一致しているといえる。移動の経路については、九戸のうちわずか二戸（25番、33番）のみ記載されているので、この

点については、北満洲全体（表5）と多少違いがみられる。なお、一〇年以内に来住した純雇農家の六戸は同県内の他村落から、二戸は北満洲内の他の県から、一戸は満洲以外から移動してきた。このこともまた、表3でみた北満洲全体の動態と同じで、県内村落間の移動が主要であったといえる。農家の前住地についても一つ注目すべき点がある。一〇年以内に来住した純雇農家九戸のうち、ほぼ同時期に県内の六牌屯から四戸（29番、36番、37番、38番）が移動してきたことである。四戸間の関係や移動の経路は明示されていないが、四戸とも全く初対面であるとは考え難い。ここにも何らの緊密な社会関係が存在していたと推測できよう。

## ② 一九三四～三八年における農家の転出・転入

表8が示す如く、一九三四年からの五年間に八戸の農家が転出している。9番はこれまで小作に出した土地を再び自作するために前住地に戻った。16番と17番は典関係の解消に伴い再び土地無所有者となったため転出するに至った。20番は蒼家（7番、15番）から水害によって廃耕地となった土地八〇响を借り耕作していたが、土地の復旧に伴い蒼家はその土地を回収した<sup>(7)</sup>。22番は土地管理が悪いという理由で小作関係を解除された。20番と22



表 8 1934～38年綏化県蔡家窩堡から転出農家

番号	経営形態	人口	転出年月	移動先	転出理由
9	地・自・雇	12	1936年2月	本県廂黄旗頭屯	所有地は廂黄旗頭屯にあり自作するため
16	自	7	1936年2月	本県呉家窩堡	入典地を出典者売却せるため小作地を求めて
17	自	9	1935年2月	本県西六大戸屯	入典地を出典者贖回せるため西六大戸にて20晌を購入自作となる
20	小	36	1936年2月	本県西長發屯	借入地は地主が自作せるため知人多き西長發屯に行き再び40晌の小作となる
22	小	14	不明	本県張家粉房	土地管理悪きため小作地を取り上げられ前住地に往き再び20晌の小作となる
26	雇(年)	4	1937年2月	不明	戸主死亡し妻連子の上再婚せるも行方不明
33	雇(年)	6	1937年2月	本県呉家窩堡	借家主が年工を備入れたるため家屋の明渡しを求められ知人を頼りて転出
44	官吏	12	不明	本県廂黄旗九井	長男教員の転勤により

出典：『綏化県蔡家窩堡』16～17頁より作成。

注：「番号」は表6の農家番号と同じ。「転出理由」は資料のままである。

番の転出理由からは、小作人の経営の難しさが窺える。33番は住む家屋を失ったため転出したが、調査時に33番のことについて調査員が尋ねたところ、農民は簡単に「他搬走了」（彼は引越した）と述べるのみで、その言葉の裏には農村の複雑な社会関係が含まれていると調査員が感じていたという。<sup>(73)</sup>

転出農家の移動の経路をみると、20番と33番は知人や友人を頼りに転出した。同様に、9番と22番は前住地を移動先へ選んだことも、知人や友人がいることと同じである。転出先不明の1戸を除けば、残りの七戸すべて同県内の他の村落に移動した。

一九三四～三八年の間に当該村落に転入してきた雇農農家について、表9に即してみてみる。転出した純雇農農家はわずか二戸（26番、33番）であったのに対し、転入した一三戸の農家のうち、一一戸が純雇農農家であった。このことは、先述した北満洲全体の労働力不足の問題、さらに当該村落の大経営農家への更なる土地集中と雇農労働力に対する依存度の増大と密接に関連していると考えられる。

来住した農家の前住地についてみると、I以外の農家すべてが同県内の移動であり、南満洲あるいは満洲以外

表9 1934～38年綏化県蔡家窩堡に転入した雇農農家

記号	経営形態	人口	転入年月	前住地	転入理由
A	雇(年)	7	1935年2月	本県六牌屯	賃銀が高く且経営農家多く被傭の便多きため
B	雇(年)	9	1936年2月	本県官家窩堡	本屯に年工の需要あり且賃銀高きと聴き
C	雇(年)	5	1936年2月	本県官家窩堡	以前本屯に居住し大同元年(1932年)に転出し再び知人多き本屯に来住
D	雇(年)	4	1935年2月	本県沙家窩堡	生活困難のため本屯親戚に頼て
E	雇(年)	4	1936年2月	本県沙家窩堡	本屯に年工の需要多く且賃銀が前住地より年12圓位多きため
F	雇(年)	3	1936年1月	本県六牌屯	以前居住し康徳元年(1934年)春六牌屯に転出せるも本屯は一族も多く賃銀も高く又賃屋も多くて借入に便なるため
G	雇(年)	6	1937年3月	本県西黒魚泡屯	以前本屯に居住し知人多きため
H	雇(年・月・日)	5	1937年2月	本県津河鎮	前住地にて豆腐屋を営める生活困難のため本屯知人を頼りて
I	雇(年・日)	3	1938年2月	海倫県西井子	長男が病氣により生活困難となり本屯親戚を頼りて
J	雇(年・日)	9	1935年2月	本県小門蔡家屯	前住地は屯小さく貸家も少なき為兄を頼りて
K	農(日)	3	1937年2月	本県二牌屯	生活困難のため本屯の親戚に頼りて
L	行商	4	1938年4月	本県県城	本屯親戚を頼りて
M	小舗	2	1937年4月	不明	以前本屯に居住せし関係上本屯に知人多く雜貨商開業のため

出典：『綏化県蔡家窩堡』18～19頁より作成。

注：「記号」は便利上筆者がつけたものである。「転出理由」は資料のままであるが、括弧内の年数は筆者がつけたものである。

の地域からの移動はみられなかった。表6でみられた同じ前住地からの転入をここでも指摘することができる。BとCは同時期に同県内の官家窩堡から転入してきた。時期は一年間ずれるが、AとFは同県内の六牌屯、DとEは同県内の沙家窩堡から移動してきたことが注目できる。

転入してきた雇農農家の移動機についてみると、五戸(D、H、I、J、K)は生活困難のため、四戸(A、B、E、F)は良い労働条件を求めて、二戸(C、G)は単に友人や知人を頼りに当該村落に移動してきたものである。生活困難による動機がここでも重要であったことが窺える。当該村落にみられた高賃金や

需要の多さも農業労働力不足を裏付ける理由の一つといえる。

雇農農家の移動経路をみると、転入してきた一戸のうち、D、F、I、J、Kの五戸は親族を頼り、C、G、Hの三戸は友人や知人を頼りに来住した。雇農農家以外の二戸(L、M)もそれぞれ、親戚(L)や知人(M)を頼りに転入した。そして、五戸(C、F、G、J、M)は以前当該村落での生活経験があつて、再び戻つてきた農家である。これらの社会関係、とりわけ親族関係はここで重要な役割を果たしていたといえる。

以上のように、雇農農家の移動の背景には、高賃金を目指す傾向もあつたが、同時に重視すべきなのは居住地における生活困難からの脱出という背景である。高賃金をもたらず理由として北満洲の労働力不足や当該村落の大経営農家への土地集中、雇農への強い依存性があつた。また、高賃金とはいえ、それは中・上層農家が更なる富を目指して移動していたというよりも、苦しい生活を強いられた低層農家がより良い条件を求めて移動していたと考えられる。これらの農家は、新しい生活の地を求めて村落を転々と移動することを余儀なくされていた。そして、新たな移住先を選定する際には、賃金や生活の容

易さも配慮されたが、それよりも親族や知人などの人間関係が強く左右する要素として働いた。総じて言えば、北満洲の農業経営は大経営農家と膨大な雇農層によつて成立していたのであるが、雇農層の実態を微細に観察してみると、両者の関係を支えていたものは雇用関係のみならず、困難な生活を強いられた雇農が依拠した親族関係や知人関係といった社会関係の要素も看過できない。

#### おわりに

本稿では、一九三〇年代を中心とする満洲国期における北満洲の雇農と彼らを取り巻く村落社会の実態について、雇農の移動からみえてくる生活の実態と移動の背後にある社会関係の角度から、もっぱら産調による調査報告書の記録に即して分析した。その内容をまとめると次の通りである。

一では、満洲国期に行われた農村実態調査の概況を整理し、その利用価値について述べた。満洲国期に行われた多くの実態調査は、産調を中心に進められた二回の農村実態調査が軸であつた。産調廃止後も各政府機関や学校などによりその方式や手法に倣つて調査は受け継がれたが、産調のごとき満洲全域にわたる大規模かつ詳細な

調査はみられなかった。産調の調査は満洲に留まらず、華北や華南などの他の地域の調査にも影響を与えた。これらの調査資料は、植民地統治下という調査当時の時代背景や目的、方法などから考えれば、大きな限界を有していることは厳然たる事実であるが、中国側による記録が絶対的に欠けている中、満洲の村落社会について考察する上で貴重な史料群でもある。

二では、北満洲の雇農の社会背景や労働条件などに着目し、村落社会における雇農の生活実態を検討した。自然条件や歴史的経緯により、北満洲は大経営農家を中心とした農業経営が行われ、それは膨大な雇農農家によって支えられていた。雇農の職分は細分化され、年工を中心として農繁期に不足する労働力は月工や日工といった短工によって補われていた。満洲では労働人口不足により、一九三八年には一九三四年と比較して雇農の賃金が二倍以上も高騰していたが、穀物価格も同様に高騰しており、賃金の高騰は必ずしも生活向上を意味するものではなかった。続いて、雇農農家の移動動機と経路に着目して雇農の生活実態をみると、従来の研究で指摘されてきたようなより有利な条件を求めて自由に地域間・職業間を移動していたという状況は必ずしも支配的ではなく、

一九三〇年代においてはむしろ生活困難、仕事の不足といった原因により仕方なく県内の村落間を移動する雇農農家も少なからずみられたことを指摘しなくてはならない。また、これらの雇農が新たな村落を選定する際には、親族や知人の存在が判断に非常に強く作用し、四割以上の雇農農家は親族や知人を頼りに移動していた。

三では、綏化県蔡家窩堡に焦点を当て、村落社会と雇農の関係を考察した。当該村落においては、大家畜や大農具は大経営農家に集中し、小経営農家が生計を立てることは困難であった。当該村落の農業労働は一九三四年の約七割、一九三八年の八割以上が雇農によって行われ、雇農なしでは農業経営が成り立たなかった。大家族の着家が村の土地の八割以上を占めるなど村内で圧倒的な存在であり、雇農のほとんどは着家のもとで働いていた。このように、北満洲に多くみられる大経営農家は雇農と相互依存の関係を形成して農業経営を行っていたことが、北満洲の特質であったといえよう。当該村落において一九三四～三八年の間に転出した八戸のうち二戸、転出した一三戸のうち一一戸が雇農農家であった。このことは当該村落の労働力需要の多さの表れである。雇農農家の移動は高賃金を目指す傾向もあったが、成功者が更なる

富を目指して移動していたというよりも生活困難から脱出するために低層農家がより良い条件を求めて仕方なく移動していた側面にも十分に目を配らなくてはならない。そして、移動先の選択には親族や知人など社会関係が強い影響を与えており、困難な生活の中、雇農は自らの関係を活用して生存をはかったことが調査記録から浮かびあがってきた。換言すれば、北満洲における大経営農家と膨大な雇農層とは、労働力の需給において相互依存関係にあったのと同時に、相互に規制する関係でもあったのである。

以上、本稿では、北満洲における雇農の実態から、一九三〇年代北満洲の村落社会の一端をみてきた。とりわけ、北満洲の血縁関係や地縁関係という視点から雇農の移動について分析を加えた。しかし、以上は調査報告書のごく一部を用いた試論にすぎない。本稿で指摘した移動の背景にある社会関係がどのように形成され、いかなる役割を果たしていたのかを明らかにするには、産調による調査資料全体に対する検討が不可欠である。また、本稿の対象である蔡家窩堡は蒼家の勢力が強く、北満洲の特徴である大土地経営農家と雇農の関係を代表できるといえるが、この関係以外の村落、つまり大土地経営や

大家族が必ずしも支配的ではない村落についても検討する必要がある。<sup>(74)</sup> このような作業を通じて、北満洲の村落社会の構造や特質、満洲全体における北満洲の位置づけが可能になるように思われる。これらは今後の課題としたい。

註

- (1) 平野蕃『満洲の農業経営』中央公論社、一九四一年、二〇頁。地域区分については、北満洲(吉林省・黒龍江省)と南満洲(遼寧省)の二つに分けることもある(荒武達朗『近代満洲の開発と移民——渤海を渡った人びと』汲古書院、二〇〇八年、一五―一六頁)。本稿では、農業経営の違いによって、満洲を北満洲、中満洲、南満洲の三つの地域として考える。この際、満洲国実業部臨時産業調査局(以下、産調と略す)が行った農村実態調査の対象であった北満洲の各県は現在の黒龍江省、中満洲の各県は現在の吉林省、南満洲の各県は現在の遼寧省に所属することから、現在の黒龍江省を北満洲、吉林省を中満洲、遼寧省を南満洲と定義する。

- (2) 北満洲の大規模経営は小規模経営より著しく合理的かつ有効的であったことが角崎信也氏によって指摘されている(角崎信也「土地改革と農業生産——土地改革による北満型農業形態の解体とその影響」国際情勢研究会編『国際情勢』第八〇巻、二〇一〇年)。

- (3) 実業部臨時産業調査局編『康德元年度農村実態調査報告書 産調資料(四五)ノ(一) 農家概況篇』(以下、『産調四五—一農家概況』と略す)、一九三七年、五五—五六頁。ここで指している「雇農農家」は、自ら生産手段を有せず、主に他人に労働力を売って賃金を得る農家のことである。自作兼雇農や小作兼雇農などの「半雇農農家」も含めれば、五七・五パーセントとなる。また、一九三五年の中満洲の雇農農家は一八パーセント、南満洲は一三・四パーセントであり、半雇農農家を含めれば中満洲の四六・七パーセント、南満洲三五・四パーセントを占め、北満洲と比較してもその割合に違いがみられる。西村成雄『中国近代東北地域史研究』法律文化社、一九八四年、二七〇頁。
- (4) 陳正謨『各省農工雇傭習慣及需供状況』(李文海主編『民国時期社会調査叢編(二編) 鄉村社会卷』下、福建教育出版社、二〇〇九年、一一四二頁)。
- (5) 雇農における農業の「ブルジョワ化」も農村社会の性質を考察する上で重要な論点の一つである。例えば、内山雅生「近代中国における地主制—華北の農業経営を中心として」『歴史評論』三一九号、一九七六年、において議論されている。また、「相夥」と「雇」という視点に着目して、今日の村落社会について分析した研究も示唆に富む(深尾葉子・安富歩「中国陝西省北部農村の人間関係形成機構—「相夥」と「雇」」東京大学東洋文化研究所『東洋文化研究所紀要』第一四四冊、二〇〇三年)。これらで示された論点も雇農について考察する上で重要な
- 問題であるが、今後の検討課題とする。
- (6) 今井良一「満洲」試験移民の地主化とその倫理—第三次試験移民団「瑞穂村」を事例として」日本村落研究会編『村落社会研究』一八号、二〇〇三年。
- (7) 于春英・王鳳傑「偽滿時期東北農業雇工研究」『中国農史』二〇〇八年三月号。
- (8) 荒武前掲『近代満洲の開発と移民』第四章「一九二〇—一九三〇年代北満洲をめぐる労働力移動の変容」。
- (9) 聶莉莉『劉堡—中国東北地方の宗族とその変容』東京大学出版会、一九九二年、一四一—一四四頁。
- (10) 中兼和津次「旧満洲農村社会経済構造の分析」アジア政経学会、一九八一年、一一四—一一六頁。
- (11) 一九一五年一〇月より満鉄が鉄道沿線一三県の農村の土地及び農家経済状況について行った調査である。南満洲鉄道株式会社地方部地方課『南満洲農村土地及農家経済の研究』一九一六年。
- (12) 一九三二年に行われた関東州の普蘭店民政署内における農家二九三戸を対象とした総合的な調査である。関東州普蘭店民政署『管内支那人の農家経済』関東庁、一九三三年。
- (13) 一九二二年九月—二二年三月のうち、約七〇日にわたって、奉天省一七戸、吉林省八戸、黒龍江省一戸、関東州四戸の農家を対象に行った調査である。南満洲鉄道株式会社社長室調査課『満洲農家の生産と消費』、一九二二年。
- (14) この調査は満鉄の公主嶺農事試験場のメンバーを中心

に公主嶺經濟調査会という臨時に構成した調査会によつて行われ、メンバーは農事試験場の場員五名の他に、公主嶺にあつた農業実習所の水野薫と満鉄經濟調査会の天野元之助や鈴木辰雄、水谷国一も参加していた。野間清『満洲』農村実態調査遺聞(一)『アジア經濟研究所編』『アジア經濟』二六卷四号、一九八五年、六二〜六三頁。

(15) 公主嶺經濟調査会『満洲一農村の社會經濟的研究——大泉眼部落調査』満洲文化協會、一九三四年。

(16) 中兼前掲『旧満洲農村社會經濟構造の分析』一四一頁。國務院実業部臨時産業調査局編『産調資料(一)』康徳元年度農村実態調査戸別調査之部(以下、『康徳元年度別調査之部』と略す)一九三五年。第一分冊(濱江省、

第二分冊(濱江省)、第三分冊(龍江省)の三冊がある。具体的な調査方法について前掲『満洲』農村実態調査遺聞(一)や野間清『満洲』農村実態調査の企画と業績——満鉄調査回想の二『愛知大學國際問題研究所紀要』五八卷、一九七六年を参照。康徳元年は一九三四年である。

(18) 『康徳元年度戸別調査之部』第一分冊、「緒言」。

(19) 國務院実業部臨時産業調査局編『産調資料(三六)』康徳三年度農村実態調査戸別調査之部(全四冊)、一九三六年。

(20) 産業部大臣官房資料科『康徳三年度農家経営經濟調査(全三冊)、一九三六年。磐石県、莊河県、鳳城県の三県は含まれていない。

(21) これらの資料は「産調資料」と呼ばれ、農家概況や小

作關係、農業経営、土地關係など全一六冊から構成されている。そのほとんどは、一九三五年の農村実態調査をもとに作成したものであるが、一九三六年の調査や後述する県技士によつて行われた調査の結果を中心に作成したのものもある。それぞれの資料名については、中兼前掲『旧満洲農村社會經濟構造の分析』一三三〜一三五頁、を参照(以下、これらの資料名を注(3)のように略す)。

(22) 康徳三年度県技士見習生農村実態調査は一九三六年一月より約一ヶ月間行われ、一九三四年の第一回農村実態調査の調査方法を倣い、「一般調査」、「戸別調査」、「選択調査」などが含まれている(國務院実業部臨時産業調査局『康徳三年度県技士見習生農村実態調査報告書』一九三七年)。同様に一九三七年一〇月より約一ヶ月の間調査が行われた調査報告書も残されている(國務院産業部農務司『康徳四年度県技士見習生農村実態調査報告書』一九三八年)。一九三六年の県技士の調査とは異なり、一九三七年度の満洲国政府機構の改編により、産業部農務司の指導員のもとで調査が行われた。中兼前掲『旧満洲農村社會經濟構造の分析』一三〇〜一三二頁を参照。

(23) 農村実態調査の立案から打ち切りに至るまで、そして『満洲産業開発五箇年計画』との關係については、長岡新吉『満洲国』臨時産業調査局の農村実態調査について『經濟学研究』(北海道大學經濟学部)四〇卷四号、一九九一年を参照。

(24) 満洲帝國大同学院図書部委員編『康徳元年度満洲国郷村社會実態調査抄』満洲帝國大同学院、一九三五年。第

三期生の夏期旅行の課題として行われた調査である。

- (25) 滿洲帝国大同学院編『康德二年度滿洲農村社会実態調査報告書』滿洲帝国大同学院、一九三六年。第四期生によつて行われた調査である。

- (26) 大同学院第一部第九期生農業經濟演習班編『滿洲農村の実態——中部滿洲の一農村に就て』滿洲帝国大学院、一九三八年。第一部九期生と第二部七期生の合同調査である。

- (27) 中兼前掲『旧滿洲農村社会經濟構造の分析』一三七頁。

- (28) 南滿洲鐵道株式会社調査部『北滿農業機構動態調査報告第一編濱江省呼蘭県孟家村孟家区』博文館、一九四二年。同じく『北滿農業機構動態調査報告第二編北安省綏化県蔡家窩堡(以下『綏化県蔡家窩堡』と略称)。

- (29) 『康德五年度農村実態調査報告書——扶余県四十字屯』(吉林省開拓庁農林科、一九四〇年)は産調の農村実態調査の様式に倣つて、一九三八年に農事合作社技術員が行つた調査である。『開原県農村実態調査報告書』(開原県公署、一九四二年)は大同学院第一部第二期生が産調の農村実態調査の影響を受け、一九四〇年に行われた調査である。他にもいくつかあるが、中兼前掲『旧滿洲農村社会經濟構造の分析』一三九、一四〇頁を参照。

- (30) 石田精一『北滿に於ける雇農の研究』博文館、一九四二年、一〇〇—一頁。『産調四五——農家概況』二二頁。

- (31) 『綏化県蔡家窩堡』二〇—二頁。

- (32) 『産調四五——農業經營篇』四—五頁。

- (33) 石田前掲『北滿に於ける雇農の研究』四—五頁。

北滿洲における雇農と村落社会

- (34) 天野元之助『山東農業經濟論』南滿洲鐵道株式会社、一九三六年、二七三頁。池子華『中国流民史・近代卷』合肥、安徽人民出版社、二〇〇一年、第二章「合力駆動——近代流民的發生機制」。

- (35) 荒武前掲『近代滿洲の開発と移民』一六六—一六八頁。

- (36) 石田前掲『北滿に於ける雇農の研究』一四—一五頁。

- (37) 兼橋正人・安富歩『鐵道・人・集落』安富歩・深尾葉子編『滿洲』の成立——森林の消尽と近代空間の形成』名古屋大学出版会、二〇〇九年。

- (38) 石田前掲『北滿に於ける雇農の研究』一四頁。

- (39) 石田前掲『北滿に於ける雇農の研究』六頁。

- (40) ここでは主に石田前掲『北滿に於ける雇農の研究』一九—二〇頁と『産調四五——雇傭關係並に慣行篇』二三—三三頁、に依拠する。

- (41) 石田前掲『北滿に於ける雇農の研究』一九—二〇頁。

- (42) 「打頭的」一五・一パーセント、「老板子」一〇・二パーセント、「跟做的」四四・五パーセント、「大師傳」六七パーセント、「更官兒」五・六パーセント、「猪官兒」一一・二パーセント、「馬官兒」四・四パーセント、「牛官兒」一・五パーセント、「その他」〇・八パーセントであった(『康德元年戸別調査之部』(第一分冊)第三分冊)「雇傭關係表」より作成)。

- (43) 『産調四五——雇傭關係並に慣行篇』一四—二〇、一三八—一四〇頁。

- (44) 石田前掲『北滿に於ける雇農の研究』八七、九七—九八、一〇三—一〇四頁。



- (45) 石田前掲『北滿に於ける雇農の研究』九七〜九八、一〇二〜一〇五頁。
- (46) 石田前掲『北滿に於ける雇農の研究』九三頁。
- (47) 兒嶋俊郎『満州国の労働統制政策』松村高夫・解学詩・江田憲治編『満鉄労働史の研究』日本経済評論社、二〇〇二年、二七〜二九頁。
- (48) 兒嶋前掲『満州国の労働統制政策』三七〜四〇、六〇〜六一頁。
- (49) 満史会編『満州開発四十年史』下巻、満州開発四十年史刊行会、一九六四年、四九〜六四頁、村松高夫「撫順炭鉱」松村ほか前掲『満鉄労働史の研究』二八七〜二九〇頁。
- (50) 石田前掲『北滿に於ける雇農の研究』八二頁。
- (51) 『産調四五―五雇傭関係並に慣行篇』五〇〜五三頁。
- (52) 石田前掲『北滿に於ける雇農の研究』一三〜一四頁。
- (53) 『産調四五―五雇傭関係並に慣行篇』一四四〜一六七頁。
- (54) 石田前掲『北滿に於ける雇農の研究』一五一〜一五二頁。
- (55) 綏化県志編委會編『綏化県志』哈爾濱、黒龍江省人民出版社、一九八五年、四頁。
- (56) 綏化地区地方志編集員会『綏化地区志』哈爾濱、黒龍江人民出版社、一九九五年、一一九〜一二〇頁。
- (57) 佐藤大四郎『綏化県農村協同組合方針大綱』滿洲評論社、一九三七年、三五〜四二頁。
- (58) 『綏化県農村協同組合方針大綱』二〇頁。一車は約一二〇トンである。
- (59) 『綏化県志』五五〜五六頁。
- (60) 『康德元年戸別調査之部』第一分冊、一八一〜一八二頁。
- (61) 『綏化県蔡家窩堡』七〜九頁。
- (62) 以下、一九三四年は『康德元年戸別調査之部』第一分冊、二二八〜二二九、二三二頁、一九三八年は『綏化県蔡家窩堡』一〇七〜一〇八頁を参照。
- (63) 熟地面積は『綏化県蔡家窩堡』一〇五〜一〇六頁、大家畜は『綏化縣蔡家窩堡』九七〜九八頁、農具は『綏化県蔡家窩堡』一〇三〜一〇四頁を参照。
- (64) 『綏化県蔡家窩堡』一一頁。
- (65) 『綏化県蔡家窩堡』四〇〜四二頁。
- (66) 『綏化県蔡家窩堡』六六頁。以下、一九三四年は『康德元年戸別調査之部』第一分冊、一八六〜一八七頁、一九三八年は『綏化県蔡家窩堡』七六〜九一頁を参照。
- (67) 『康德元年戸別調査之部』第一分冊、一八三頁。
- (68) 滿洲における旗地の払い下げについては、江夏由樹氏の研究 *Yoshiki Enatsu, BANNER LEGACY: The Rise of the Fengtian Local Elite at the End of the Qing* (Michigan: Center for Chinese Studies, The University of Michigan, 2004) や江夏由樹「清朝の時代、東三省における八旗莊園の莊頭についての一考察―帯地投充莊頭を中心に」『社会経済史学』四六巻一号、一九八〇年、を参照。江夏氏の研究は奉天を中心とする南滿洲を対象としているため、北滿洲の旗地や旗人の生活については今後検討する

必要がある。

(69) 南滿洲鉄道株式会社經濟調査委員會協同組合研究小委員會『滿洲農村行政組織ト其ノ運営現態——綏化県』滿鉄産業部、一九三六年、三〇、三五頁。

(70) 『産調四五―八土地關係並に慣行篇』九八―九九頁。

(71) 『滿洲農村行政組織ト其ノ運営現態』三六頁。

(72) 『綏化県蔡家窩堡』一七頁。

(73) 『綏化県蔡家窩堡』一八頁。

(74) 二〇一一年八月と二〇一二年三月に筆者が行った現地調査では、綏化県蔡家窩堡の蒼家が所蔵する『蒼氏家譜』(蒼久武・蒼惠馨・蒼久助編、私家版、二〇〇四年)を閲覧・撮影することができた。今後、家譜の記載や蒼氏に対する口述調査の結果を、滿洲国期の調査資料をはじめとする文献史料と対照することによって、具体的な家族の動向から村落の社会関係、労使関係とそれらの変化を分析することを予定している。